

令和7年3月10日

宇部市議会総務財政委員会会議録

宇部市議会

宇部市議会総務財政委員会会議録

- 1 日 時** 令和7年3月10日（月）
午前9時55分から午前11時35分まで
- 2 場 所** 第1委員会室
- 3 事 件**
- (1) 報 告 宇部市人口ビジョン及び第2期宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について
 - (2) 報 告 市制施行100周年記念絵本制作について
 - (3) 議案第22号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件
 - (4) 議案第37号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について
 - (5) 議案第23号 宇部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中一部改正の件
 - (6) 議案第24号 宇部市職員の育児休業等に関する条例中一部改正の件
 - (7) 議案第25号 宇部市職員の給与に関する条例中一部改正の件
 - (8) 議案第26号 宇部市職員等の旅費に関する条例中一部改正の件
 - (9) 議案第38号 和解について
 - (10) 議案第27号 宇部市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例中一部改正の件
 - (11) 議案第28号 宇部市消防団条例中一部改正の件
 - (12) 議案第48号 宇部市消防団員等公務災害補償条例中一部改正の件
 - (13) 議案第29号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件
 - (14) 議案第30号 宇部市本庁舎会議室等の使用に関する条例制定の件
 - (15) 報 告 宇部市職員カスタマーハラスマント対応指針について
 - (16) 報 告 宇部市内部統制外部評価委員会の開催状況について

4 出席委員（9名）

委員長 城 美 晓 君 副委員長 青 谷 和 彦 君

委 員 唐 津 正 一 君 委 員 河 崎 運 君
委 員 甲 谷 理 温 君 委 員 重 枝 尚 治 君
委 員 時 田 洋 輔 君 委 員 西 村 享 平 君
委 員 松 岡 伸 一 君

5 欠席委員（0名）

6 その他出席者（0名）

7 説明のため出席した者

(1) 報 告 宇部市人口ビジョン及び第2期宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について

総合政策部

部 長 古 林 学 君
次 長 中 村 淳 一 君
政策企画課長 正 司 優 子 君
同課副課長 加 藤 貴 久 君
同課企画調整係長 久保田 準 一 君

(2) 報 告 市制施行100周年記念絵本制作について

総合政策部

部 長 古 林 学 君
次 長 田 中 弓 子 君
市史編さん室主査 竹 原 よしえ 君

(3) 議案第22号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

(4) 議案第37号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

総務部

部 長 大 畑 秀 幸 君
次 長 濱 原 貴 宏 君
総務課長 松 田 映 子 君
同課副課長 正 司 邦 雄 君

(5) 議案第23号 宇部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中一部改正の件

(6) 議案第24号 宇部市職員の育児休業等に関する条例中一部改正の件

(7) 議案第25号 宇部市職員の給与に関する条例中一部改正の件

(8) 議案第26号 宇部市職員等の旅費に関する条例中一部改正の件

(9) 議案第38号 和解について

総務部

部長	大畠秀幸君
次長	濱原貴宏君
職員課長	吉岡徹君
同課副課長	棟久直行君
同課給与厚生係長	片山佳宙君

(10) 議案第27号 宇部市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例中一部改正の件

(11) 議案第28号 宇部市消防団条例中一部改正の件

(12) 議案第48号 宇部市消防団員等公務災害補償条例中一部改正の件

総務部

部長	大畠秀幸君
防災危機管理監	白石徹君
防災危機管理課長	金子豊君
同課副課長	江本賢二君
同課消防調整係長	住田賢悟君

(13) 議案第29号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

総務部

部長	大畠秀幸君
次長	馬場葉子君
デジタル推進課長	大西義紀君
同課副課長	安達佳二君

(14) 議案第30号 宇部市本庁舎会議室等の使用に関する条例制定の件

(15) 報告 宇部市職員カスタマーハラスメント対応指針について

総務部

部長	大畠秀幸君
次長	濱原貴宏君
財産管理課長	羽根伸宏君

同課副課長 大石宗孝君

(16) 報 告 宇部市内部統制外部評価委員会の開催状況について

総務部

部長 大畠秀幸君

次長 馬場葉子君

8 事務局職員出席者

書記 高木徹也君

—— 午前9時55分開会 ——

委員長（城美暁君） 皆さん、おはようございます。

少し早いですが、始めたいと思います。

ただいまから、総務財政委員会を開会します。

本日の審査は、お手元の日程案に従って進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

委員長（城美暁君） 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に傍聴についてですが、現在、申込みはありません。

なお、本日の委員会に対して、今から傍聴の申込みがあった場合は許可することといたします。

また、委員会の審査中であっても、委員会への傍聴者の入退出は可能ですので、念のため申し添えます。

(1) 宇部市人口ビジョン及び第2期宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について、執行部から報告があった。

(2) 市制施行100周年記念絵本制作について、執行部から報告があった。

委員長（城美暁君） それでは次に、議案第22号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 おはようございます。総務部でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案第22号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件について御説明申し上げます。

これは、刑法の一部改正に伴い関係条例の整理を行うものです。

内容については、担当課長から説明いたしますので、御審査のほどよろしくお願ひいたします。

執行部 総務課です。よろしくお願ひします。

それでは議案第22号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件について御説明をいたします。

本条例は、刑法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関係条例の整理を行うものです。主な改正内容として、懲役及び禁錮を廃止し拘禁刑が創設されることから、条例中の懲役及び禁錮の字句を拘禁刑に改めます。

また、罰則の適用等に関する経過措置、人の資格に関する経過措置などを設けることとします。

この条例で改正を行う関係条例は、資料に記載しております宇都市個人情報保護法施行条例、宇都市個人情報保護対策審議会条例、宇都市職員の退職手当に関する条例、宇都市退職金条例、宇都市中央卸売市場業務条例、宇都市地方卸売市場業務条例、宇都市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の7つの条例になります。

施行日は、刑法等の一部を改正する法律の施行期日である令和7年6月1日とします。

説明は以上です。それでは御審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長（城美 晓 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。時田委員。

委 員（時田 洋輔 君） 宇都市個人情報保護対策審議会条例と宇都市個人情報保護法施行条例の改正の部分なのですけれども、現行は懲役または罰金刑。そもそも禁錮と懲役がなくなつて拘禁刑になるということで、この個人情報保護関係のところは、懲役2年以下の懲役とか1年間の懲役という禁錮は入っていないのですよね。禁錮は、過失とかで軽微なというところがあつて、拘禁刑にすると、要するにみんな作業を義務づけられるのですけれども。それでも今まで懲役や禁錮の方は、これに引っかかるないよというところでしたけれども。それに比べたら拘禁刑に全部まとめて、法令文上はそうなつているからでしてしまつと、大き過ぎる。今まで個人情報保護法関係が想定していた、一つですね禁錮は含まないということですから、懲役以上ということで。何かその辺の対策というのは取れなかつたのですか。もう法令上拘禁刑しかないから拘禁刑としてやらざるを得ない。その理由ならそれでいいのですけれども、そのほかの手はなかつたのですかという確認です。

拘禁刑で作業を義務づけられるけれども、作業をされない人もいますし。というか今までこの条例の趣旨は、禁錮はいいですよだったものが、というところの確認です。

執行部 国で決められたものなので、ちょっと市で特別対策というのはとれないのですけれども、国の調べによると禁錮となつた受刑者の8割程度の方が、作業を希望しているという実態もあるようなので、国としては一本化されたとは聞いております。

以上です。

委員長（城美 晓君）ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（城美 晓君）ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（城美 晓君）ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第22号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（城美 晓君）全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（城美 晓君）次に、議案第37号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第37号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、御説明申し上げます。

これは、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、地方自治法の規定により市議会の議決を求めるものでございます。

内容については、担当課長から説明いたしますので御審査のほどよろしくお願いします。

執行部 それでは、議案第37号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、御説明いたします。

本市を含む山口県内の全ての市町等が加入する山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれを伴う規約の変更を行うことについては、地方自治法の規定により議会の議決を得る必要があることから、このたび議案提出したものです。

具体的な内容につきましては、田布施・平生水道企業団の解散に伴い、令和7年3月31日をもって、山口県市町総合事務組合から当該団体を脱退させること。

山口県市町総合事務組合の非常勤職員公務災害補償事務を共同処理する団体に、下関市を加える

こと。

山口県市町総合事務組合の公平委員会事務を共同処理する団体に、柳井地域広域水道企業団を加えること。

山口県市町総合事務組合の交通災害共済事務を共同処理する団体に、山口市を加えることの4点となります。

説明は以上です。よろしくお願ひします。

委員長（城美 晓 君） 以上で、執行部の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（城美 晓 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第37号山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（城美 晓 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（城美 晓 君） 次に、議案第23号宇都市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第23号宇都市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中一部改正の件について、御説明申し上げます。

これは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正の趣旨を踏まえ、時間外勤務の制限の申請における子の対象年齢を拡大するとともに、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備をするものでございます。

内容については、担当課長から説明いたしますので、御審査のほどよろしくお願ひいたします。

執行部 職員課です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第23号宇都市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中一部改正の件につ

いて、御説明をさせていただきます。

これは、法律の一部改正を踏まえて、育児を行う職員の時間外勤務の制限について、養育する子の対象を現行の3歳に満たない子から、小学校就学前の子に拡大をするものとなっております。

また、介護離職防止のための雇用環境を整備、そして個別の周知や、意向確認というものが義務化されたことに伴いまして、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすいようにするための措置についての条文を設けるものとなっております。

施行日は令和7年4月1日からとなります。

以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長（城美 晓君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（城美 晓君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（城美 晓君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第23号宇都市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（城美 晓君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました

委員長（城美 晓君） 次に、議案第24号宇都市職員の育児休業等に関する条例中一部改正の件を議題とします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第24号宇都市職員の育児休業等に関する条例中一部改正の件について、御説明申し上げます。

これは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うものでございます。

内容については、担当課長から説明いたしますので、御審査のほどよろしくお願ひいたします。

執行部 それでは、議案第24号宇都市職員の育児休業等に関する条例中一部改正の件につい

て御説明をさせていただきます。

これは、法の一部改正に伴い、条文における引用箇所をそれにあわせて改正するものとなっております。

内容は、変わるものではございません。

施行日は、令和7年4月1日からとなります。

以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長（城美 晓君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（城美 晓君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（城美 晓君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第24号宇部市職員の育児休業等に関する条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（城美 晓君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました

委員長（城美 晓君） 次に、議案第25号宇部市職員の給与に関する条例中一部改正の件を議題とします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第25号宇部市職員の給与に関する条例中一部改正の件について、御説明申し上げます。

これは、一般職の国家公務員の給与改定等を踏まえて、扶養手当の支給について、配偶者に係る手当の廃止及び子に係る手当の増額をするとともに、その他所要の整備を行うものでございます。

内容については、担当課長から説明いたしますので、御審査のほどよろしくお願ひいたします。

執行部 それでは、議案第25号宇部市職員の給与に関する条例中一部改正の件について、御説明をさせていただきます。

これは、一般職の国家公務員の給与改定等を踏まえ、扶養手当及び住居手当にかかる改正を行う

ものとなっております。

扶養手当につきましては、配偶者に係る手当を段階的に廃止し、子に係る手当を増額するといった内容になっております。

また、住居手当につきましては、支給対象をこれまで正規職員のみだったものを、再任用職員にも拡大するというものになっております。

そのほか、刑法の一部改正に伴い対象字句を改めるものとなっております。

具体的には、禁錮を拘禁刑に改めます。

施行日は、令和7年4月1日からとなります。

ただし、刑法の一部改正に伴うものにつきましては、令和7年6月1日からとなります。

以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長（城美 晓君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。時田委員。

委員（時田 洋輔君） 手当の改正は国家公務員の給与改定ということで、人事院勧告とは関係ないですか。

執行部 こちらは、人事院勧告と同様のものとなっております。

委員（時田 洋輔君） では1個ずつ確認なわけですけれども、配偶者手当の影響を受ける方の人数と額について、どれぐらい影響してくるのか確認します。

執行部 配偶者手当につきましては、205人が、その対象となっております。額が6,500円になっておりますので、月当たりは133万2,500円となります。

以上です。

委員（時田 洋輔君） もう1個、子供の手当の改正についての影響を確認します。

執行部 子供につきましては、対象職員数406名、子の扶養の人数が717名となっております。額が3,000円となっておりますので、月当たりは215万1,000円となりまして、先ほどの配偶者手当の金額と増減しますと81万8,500円のプラスになります。

以上です。

委員（時田 洋輔君） 人事院勧告と同様ということですが、人事院は民間の状況と比較しながらということですが、配偶者手当の民間の状況を確認します。

執行部 民間においては、扶養手当を廃止する傾向にあるということからこの改正が行われておるのですが、支給事業所が53.5%という状況になっております。

あと専業主婦の割合が減少していることも、実際はこの改正の意図となっておりまして、国家公務員の配偶者が扶養手当を受給するケースの割合は、今現在25.3%と確認をしております。

以上です。

委 員（時田 洋輔 君） 数字の確認ですけれども、民間は53%が残しているのか、それとも廃止しているのか、どちらですか。

執行部 失礼しました。

廃止する傾向にあるという状況になっております。

委 員（時田 洋輔 君） 分かりました。

では子供の手当について、民間の状況はどうなっていますか。

執行部 すみません。今の訂正で53.5%は傾向にあるというのは、53.5%が支給をしている事業所です。失礼しました。

委員長（城美 晓 君） 時田委員、よろしいですか。もう一度、次の質問をお願いします。

委 員（時田 洋輔 君） 次は、子供の手当についての民間の状況の確認です。

執行部 すみません。子供の手当の数字については、国での資料がないことから正確な数字を把握しておりません。

委員長（城美 晓 君） ほかにありますか。西村委員。

委 員（西村 享平 君） 時田委員の関連質問になります。

この手当の額というのは、先ほど人事院勧告と同様ということで、金額の差というのは、それに基づいているということですか。確認です。

執行部 同額です。

委員長（城美 晓 君） ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（城美 晓 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。時田委員。

委 員（時田 洋輔 君） 議案第25号宇都市職員の給与に関する条例中一部改正の件について、反対を表明し、討論をします。

理由は、配偶者の扶養手当の廃止です。

質疑でも行いましたが、人事院勧告に伴ってということでしたが、人事院の調査によっても先ほどの答弁から53.5%がまだ配偶者扶養手当を残しているという状況で、民間よりも先立つてこれを実施しようというものです。

公務員が、行政がこれを率先してやっていくと民間にも誘発してしまう可能性もあり、これを認めるわけにはいかないと同時に、どうしても配偶者の方が働けない状況というのは、国でも20数%が、手当をということでしたが、どうしても働けない状況の方がいらっしゃる中、例えば介護しなければいけないとか、障害者だと障害者手当とかあったりするのでしょうかけれども、そういう何の手当てもされない方たちが残っている中、配偶者手当を廃止していくというのは認められない

と思います。

子供の手当に関しては、別に賛成なのですけれども、状況を把握していない、人事院勧告だからというだけで、やはりきちんと宇都市としても状況を把握しながら提案をしていく必要があるのでないかと、これは意見です。

いずれにしろ、本議案については配偶者扶養手当の改正の理由がないということで、反対を表明し皆様の賛同をお願いして討論を終わります。

委員長（城美 晓君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（城美 晓君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第25号宇都市職員の給与に関する条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（城美 晓君） 賛成多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました

委員長（城美 晓君） 次に、議案第26号宇都市職員等の旅費に関する条例中一部改正の件を議題とします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第26号宇都市職員等の旅費に関する条例中一部改正の件について御説明申し上げます。

これは、国家公務員等の旅費に関する法律等の一部改正の趣旨を踏まえ、職員等に支給する旅費に関する規定を見直すものでございます。

内容については、担当課長から説明いたしますので、御審査のほどよろしくお願ひいたします。

執行部 それでは、議案第26号宇都市職員等の旅費に関する条例中一部改正の件について、御説明をさせていただきます。

これは、国家公務員等の旅費に関する法律等の一部改正の趣旨を踏まえ、職員等に支給する旅費に関する規定を見直すものとなっております。

主な内容としましては、まず、旅費の種類の変更について、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として、宿泊手当を新設し、旅行雑費及び食卓料を廃止するものとなっております。

次に、宿泊費について、現行の制度では甲乙2つの地方区分ごとに上限額を設定しておりますが、このたび、都道府県ごとに上限額を設定するといった内容になっております。

例えば、一般職員が東京で宿泊をする場合、これまで1泊の上限額が食卓料の2,600円と

いう金額も含めて1万3,100円という設定でしたが、改正後は1万9,000円に引上げられ、さらに申しました宿泊手当2,400円が支給されるというふうになります。

そのほか、鉄道賃の規定を見直すとともに、バス、タクシー、レンタカー等の利用に関して、その他交通費という名目にて新設するものとなっております。

施行日は、令和7年4月1日からとなります。

以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長（城美 晓君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。河崎委員。

委員（河崎 運君） 施行日は令和7年4月1日ということですが、今後、また物価の高騰等、あるいは情勢のいろいろな変化によって、都道府県ごとの宿泊費の変動というのが考えられると思うのですけれども、その都度見直しということは考えておられるかどうかお尋ねします。

執行部 状況につきましては、物価の上下によるその辺の見直しを、国が今回都道府県ごとに設定をされるというのが今までなかったことですので、それに合わせてまた改正がされるものと考えております。

国の状況も注視しながら、他自治体の対応等も見極めながら、その辺については対応していくと考えております。

以上です。

委員（河崎 運君） 今の御説明ですと、国からの指導でこの見直しがされていて、全国一律というイメージで考えていいのですか。

執行部 独自に仮に設けるところがありましたらそういうことも考えられますが、他自治体について確認しておりますが、国と同様の基準額としていると確認をしております。

以上です。

委員長（城美 晓君） ほかにありますか。時田委員。

委員（時田 洋輔君） 説明の資料では、改正後の宿泊手当の備考に夕朝食代のという備考がありますけれども、これは条例上示されているのですか。それとも規則か何か、それとも運用で条例上見えてきますか、それは。

執行部 金額までの明記があるか、ちょっと条例を確認させていただいて、規則だったか条例だったか確認をさせてください。

現行の旅行雑費及び食卓料につきましては、条例上記載をされています。

委員（時田 洋輔君） 今回の改正案で、第21条「宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して別表第二に定める一夜当たり定額とする」とあり、別表第二を見ると2,400円となっていますけれども、いただいて

いる説明資料には、改正後2, 400円なのですが、備考として夕朝食代のかかり増し等に利用、宿泊費に夕食又は朝食が含まれる場合は3分の2、両方が含まれる場合は3分の1を支給となっていますけれども、改正された条例上見えてこないですが、この備考はどういう意味でしようという確認です。

執行部 こちらも国で示されている金額でして、これに従って運用するという形になります。条例上にこの記載はないのですが、運用上はこういった取扱いを宿泊のときに、どうしても入っているものがありますので、こういう取扱いを国にならって行いますというものになります。

以上です。

委員（時田 洋輔 君） それは、別にきちんと定めるということですか。

執行部 そういうことになります。おっしゃるとおりです。

委員長（城美 晓 君） ほかにありますか。河崎委員。

委員（河崎 運 君） 今、条例案を見ていますが、別表第一の県ごとの金額を見ていますが、山口県は一般職員8, 000円と書いてある。確か曜日によっては、宇都市内のホテルも2万5, 000円ぐらいとなるような動きがあったと思うのですけれども、この差額はどうする計画なのでしょうか。

執行部 山口県が今、8, 000円ということで低い金額になっておりますが、当市の職員が山口県内で泊まるというケースは想定されないので、結果的にはその影響を受けないのですが、他市の方が山口県内に泊まられる場合、逆のケースでそういう低い地域に行ったとき、どうしても日付的に高いときがあると。これについては、その中で賄えない場合、別に理由がつけば、別途支給できるというものがありますので、その辺は決裁等で整理をして支給ができるような形になると想定しております。

以上です。

委員長（城美 晓 君） ほかにありますか。西村委員。

委員（西村 享平 君） 別表第一の表で、例えば東京都、千葉県、埼玉県、群馬県とか地域によって上限額というのが変わっていると思います。

例えば、東京都の上限額が高いのですが、その削減とかという意味で、ちょっと宿泊は神奈川県に行ったりとか千葉県に行ったりとかと、そういうことが何かこう生じられるような事案になるのではないかなど。そういうのもあるのですけれども、ちょっと移動すれば隣の県で宿泊したら、上限額で変わるわけですか。東京都だったらもう東京都に宿泊してくださいとか、そういう何かこう規定みたいのがあるのですか。

執行部 決まり事は特にありません。今まで1万3, 100円という上限がありましたので、職員がどうしても収まらないときには、あるいはその地域でイベントがあるとか、そういうときは、そういう対応で逃れていた。あるいは、もう仕方なく支給をしていたというケースもある

うかと思いますが、今回の改正によりその運用ルールが変わることはないございません。
以上です。

委員長（城美 晓 君） ほかにありますか。時田委員。

委 員（時田 洋輔 君） もう1個確認で、ホテルと鉄道とか、ホテルと飛行機のパックというほうが安い場合もありますけれども、条例上か運用上か分かりませんが、条例上からちょっと見えていないのですが、どう取り扱うのか。

執行部 パック旅行においても、現行、委員がおっしゃるとおりそのようなケースがございますので、それを認めている状況です。

今後も変わらずパック旅行を利用するというケースが多くなるのではないか、特に東京都に関してはと思っております。これは、費用をなるべく予算の範囲でしっかりと1番低廉なというところで、職員を守っていくような形になろうかと思います。

以上です。

委 員（時田 洋輔 君） その場合は、条例は定額ではなく上限だから、要するに飛行機代を単独でとった料金と、ホテルを単独でとった料金を合わせて、それより安くなるとパックでいいですよみたいな運用になるという。基準はどこになるのですか。

執行部 おっしゃるとおり、その日によって飛行機代に差額がありますので、この金額が限度ですよというものと、東京都の金額1万9,000円という金額を合わせた金額の中に収まるかどうかという範囲の中で見ていくということになります。現行もそのような形になっております。

以上です。

委員長（城美 晓 君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（城美 晓 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（城美 晓 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第26号宇都宮市職員等の旅費に関する条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（城美 晓 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました

委員長（城美 晓君） 次に、議案第38号和解についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第38号和解について御説明申し上げます。

これは、本市が被った損害の賠償について和解することについて、地方自治法の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

内容については、担当課長から説明いたしますので、御審査のほどよろしくお願ひいたします。

執行部 それでは議案第38号和解について、御説明をさせていただきます。

これは、職員の源泉所得税の過少徴収事故に関し、市が被った損害の賠償を相手方に求めるものとなっております。

概要としましては、人事給与システム保守業務内で行った職員給与における定額減税の対応時に、保守事業者である株式会社両備システムズが、その注意義務を怠りシステムコード設定を誤ったことにより、課税対象項目の一部が非課税の取扱いとなってしまったことを受け、計算誤りが生じ、源泉所得税の過少徴収事故が発生いたしました。

このため、本事故に関し市が被った損害の賠償として、不納付加算税及び延滞税相当額について、相手方に求めるものとなっております。

賠償金の額につきましては、1万9,000円で、内訳は不納付加算税が1万7,000円、延滞税が2,000円となっております。

なお、職員の給与支給に伴う誤りであるため、市民等への影響は発生しておりません。

以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長（城美 晓君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。時田委員。

委員（時田 洋輔君） 賠償金額が適切かどうかというところでの確認なのですが、この対応によって、市職員が時間外をしたとか、そのようなもので余計だというか、なかつたはずの支払いがあつたりとかそういうことはなかつたのですか。

執行部 こちらにつきましては、保守事業者である両備システムズで確認をされて、その事態の報告を受けております。

実際のところ、調査だとかそれに伴ってどういった対応をすべきか、そして通知をどのような形すべきか、ここについても全て先方が行っているところであります。

したがって、少なからずメールを送ったりだとか、そういった人に一斉にメールを配信をしたりといったものは発生しておりますが、それにより時間外が発生したとかそういうことはなく、職員の僅かな作業でとどまっておりますので、賠償金額はそちらの金額だけとしております。

以上です。

委員長（城美 晓君） ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（城美 晓君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（城美 晓君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第38号和解について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（城美 晓君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（城美 晓君） 次に、議案第27号宇都市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 議案第27号宇都市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例中一部改正の件について、御説明申し上げます。

これは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令及び刑法の一部改正に伴い、所要の整備を行うものでございます。

内容については、担当課長から説明いたしますので御審査のほどよろしくお願ひいたします。

執行部 防災危機管理課です。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第27号宇都市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例中一部改正の件について、御説明をいたします。

議案集では、51ページに記載されております。

説明資料を配付させていただいておりますので、こちらで説明をさせていただきます。

まず、要旨につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令及び刑法の一部改正に伴い、所要の整備を行うものです。

概要につきましては、（1）番で刑法関係、こちらは議案第22号で説明したものと同様の内容で、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、宇都市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例中の文言を、禁錮から拘禁刑に改めます。

続きまして、（2）の消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令関係です。

こちらは消防団員の待遇改善を図るため、退職報償金支給額表の勤務年数区分に新たに35年以

上の区分を追加します。

追加内容につきましては、資料中の表を御覧ください。

赤字の部分が追加で30年以上35年未満とし、新たに35年以上を追加いたします。

なお、施行日につきましては、（1）の刑法関係が令和7年6月1日、（2）の消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令関係が、令和7年4月1日となっております。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長（城美 晓君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（城美 晓君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（城美 晓君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第27号宇部市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（城美 晓君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（城美 晓君） 次に、議案第28号宇部市消防団条例中一部改正の件を議題とします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第28号宇部市消防団条例中一部改正の件について御説明いたします。

これは、宇部市職員等の旅費に関する条例及び刑法の一部改正に伴い、所要の整備を行うものでございます。

内容については、担当課長から説明いたしますので、御審査のほどよろしくお願ひいたします。

執行部 それでは、議案第28号宇部市消防団条例中一部改正の件について、御説明いたします。

議案集では、55ページに記載しております。

こちらも説明資料を配付させていただいておりますので、こちらで説明をさせていただきます。

要旨につきましては、宇部市職員等の旅費に関する条例及び刑法の一部改正に伴い、所要の整備を行うものです。

概要につきましては、（1）の刑法関係、こちらは議案第22号で説明したものと同様の内容で、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、宇部市消防団条例中の文言を禁錮から拘禁刑に改めます。

続きまして、（2）宇部市職員等の旅費に関する条例関係です。

こちらは、議案第26号で説明いたしました、宇部市職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴い、宇部市消防団条例の一部を改正するものです。

改正内容は、宇部市職員等の旅費に関する条例で、別表が別表第一と改正されたことに伴い、宇部市消防団条例中の第13条の別表第二号を別表第一第二号に改めるものです。

なお、施行日につきましては、（1）刑法関係が令和7年6月1日、（2）宇部市職員等の旅費に関する条例関係が、令和7年4月1日となります。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長（城美 晓君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（城美 晓君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（城美 晓君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第28号宇部市消防団条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（城美 晓君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（城美 晓君） 次に、議案第48号宇部市消防団員等公務災害補償条例中一部改正の件を議題とします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第48号宇部市消防団員等公務災害補償条例中一部改正の件について御説明申し上げます。

これは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の整備を行ふものでございます。

内容については、担当課長から説明いたしますので御審査のほどよろしくお願ひいたします。

執行部 それでは、議案第48号宇都市消防団員等公務災害補償条例中一部改正の件について、御説明をいたします。

議案につきましては、3月5日配付の議案集、追加上程の議案集第1ページに記載されております。

こちらも、説明資料を配付させていただいておりますので、こちらで説明させていただきます。

要旨につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の整備を行うものです。

概要としましては、消防団員及び消防団員の支援を行った民間人が公務により死亡、負傷等した場合の補償基礎額を引き上げるものです。

(1) は、第5条第2項第1号関係の別表の変更です。

こちらの対象者は、消防団員となります。変更内容は、表に示したとおりとなります。括弧内の数字が現行の補償基礎額となります。

(2) は、第5条第2項第2号中の金額変更です。

こちらの対象者は、民間協力者となります。民間協力者とは、消防法第29条第5項の規定により、火災現場付近で消防吏員、消防団員等からの要請を受け消防作業に従事した者等を指し、この条例ではその従事中に起きた公務災害に対しての補償内容を定めたものです。

変更内容は、条文中、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,100円から9,700円に、最高額を1万4,200円から1万4,500円に引き上げます。

(3) は、第5条第3項中の金額変更です。

こちらの対象者は、消防団員または民間協力者に扶養親族がいる場合で、加算額の規定となります。

変更内容は、条文中、扶養に係る補償基礎額の加算額を、第1号扶養者（配偶者）は217円から100円に、第2号扶養者（子）は333円から383円に変更するものです。

なお、施行日は令和7年4月1日となります。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長（城美 晓君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 晓君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（城美 晓君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第48号宇都市消防団員等公務災害補償条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（城美 晓君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（城美 晓君） 次に、議案第29号情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件を議題とします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第29号情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件について、御説明申し上げます。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の整理を行うものでございます。

内容については、担当課長から説明いたしますので御審査のほどよろしくお願ひいたします。

執行部 それでは、議案第29号についてデジタル推進課より説明させていただきます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部改正に伴い所要の整備を行うものです。

初めに、当条例改正に係る番号法に関する主な改正内容について説明いたします。

スマートフォンに格納されたマイナンバー情報で、本人確認ができる仕組みを設けるため、このたびの法改正において番号法第二条第八項にカード代替電磁的記録の定義が追加され、同条の第八項以降に条ずれが生じております。

これに伴いまして、当該条文を引用する本市の3つの条例について、宇都市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、宇都市税賦課徴収条例、宇都市都市計画税賦課徴収条例、この3つにおいて条例のずれによる文言訂正を行うものです。

なお、この条例の内容が変わるものではありません。

施行日は、令和7年4月1日になります。

以上、説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

委員長（城美 晓 君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（城美 晓 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（城美 晓 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第29号情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（城美 晓 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

委員長（城美 晓 君） 次に、議案第30号宇都市本庁舎会議室等の使用に関する条例制定の件を議題とします。

執行部の説明を求めます。

執行部 それでは、議案第30号宇都市本庁舎会議室等の使用に関する条例制定の件について御説明申し上げます。

これは、宇都市本庁舎の市民交流棟において、市民等の交流及び活動の場としての活用を図るため、会議室等を市民等の利用に供することについて必要な事項を定める条例を制定するものでございます。

内容については、担当課長から説明いたしますので、御審査のほどよろしくお願ひいたします。

執行部 財産管理課です。よろしくお願ひいたします。

それでは、主な制定内容について御説明をいたします。

会議室等の名称や、使用時間、使用料についてまず御説明をいたします。

会議室等の名称につきましては、資料に記載のとおり、会議室のA、B、C、D、Eと、あと多目的スタジオ、多目的室のAとBという会議室になります。

使用時間につきましては、会議室のAからEにつきましては、平日が18時から22時まで、多

目的スタジオと多目的室AとBにつきましては、平日、休日とも、朝9時から夜22時までとしております。

1時間当たりの使用料について、会議室は1時間当たり490円、18時以降が630円になります。

多目的スタジオ、多目的室AとBにつきましては、広さ等に応じまして、記載のとおりの料金を設定しております。

なお大学生以下については、半額の金額としているところでございます。

表の下の備考を御覧いただければと思います。

備考の1で消費税のことを書いておりますけれども、こちらの使用料につきましては、消費税額及び地方消費税額を含む金額としています。

備考の1番下の5を御覧いただければと思いますが、冷暖房費につきましては実費の徴収を考えているところです。

それでは資料の2枚目を御覧ください。

次、第3条の使用できない日で、12月29日から翌年の1月3日までとしております。

続きまして、第9条の使用料の減免につきましては、記載の1から3に該当するときは使用料を減免することができるとしております。

その下に参考としまして、会議室等の仕様を記載しております。

会議室AからEにつきましては、1室約60平米になります。想定される使用としましては、会議や講演会、展示会などを想定しております、備考に書いておりますが、こちらの会議室AとBは2室で一体利用ができます。会議室C、D、Eについては3室で一体利用ができるような仕様となっております。

続きまして、多目的スタジオですが、こちらは約85平米になります。

ダンスや軽運動、演奏などの使用を想定しております、こちらにつきましては壁に鏡がついているという仕様になります。

多目的室AとBにつきましては、若干広さが違いますがAが約70平米、Bが約80平米で、軽運動や会議などの使用を想定しております。こちらは防音機能付で、2室が一体利用できるようになっております。

続きまして、宇部市駐車場条例の一部改正についてです。

こちらは、宇部市本庁舎会議室等の使用に関する条例の制定に伴う改正のために附則としています。

駐車券を本庁舎等内に備付けの割引ライターに通すことによって、1時間以内無料になるところを、平日だけとするための改正になります。

改正後には、下線を引いております「土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休

日に利用する者を除く。」ということで、平日だけとさせていただいております。

なお平日だけとしているのは、現在、休日につきましては、駐車場2時間無料としているためです。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

委員長（城美 晓君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。時田委員。

委 員（時田 洋輔君） まず、使用料の算定根拠について、どういうふうにこの使用料でいこうと算定されたかを確認します。

執行部 使用料については、宇都市の公共施設の使用料の基準に基づいて算定しており、まず、建設費及び光熱費等を加味した費用を計算して、そちらから使用面積だったり、稼働率等々計算をして単価を出したものに面積を掛けているところでございます。

以上です。

委 員（時田 洋輔君） 今、稼働率とおっしゃいましたけれども、普通の会議室は、平日18時から22時までということですが、その時間での稼働率ということできちんと算定されていますか。

執行部 そのとおりでございます。

委 員（時田 洋輔君） あと条例案の読み方なのですけれども、第4条で会議室等の使用時間は今言ったように平日においては18時から22時までということです。

第5条2項で、「市長は、本市の事務又は事業で使用する必要があるときは、前項の許可をしない」ということで、きっと平日の昼間は市職員が使うことが多いだろうから、一般の方には貸さないというふうに読み取ろうと思ったら読み取れるのですけれども。市職員が平日使っていいですよと、会議室は平日18時から22時までしか使えませんとなっていますからね。使用時間、市職員は使えるのですか。平日の昼間は、基本は使わない。条例上どう読み取ったらいいかの確認です。

執行部 会議室の一般使用につきましては、平日が18時から22時までを貸し出すとしていますので、それ以外については、一般使用を想定しておりません。市職員の会議室等でという想定をしております。

委 員（時田 洋輔君） でも条例上は今言ったように、使用時間は平日の18時から22時までですよと定めていて、それ以外の使用時間はないですよ。

ただし、市の事務又はどうたらこうたちは、これに限らないとかとあれば分かるのですけれども、その想定はこの条例からは見えてこないので。いやその一方では今言いましたように、第5条2項では、許可をしなくていいといって、そういう想定もしているのだろうなと思いますけれども、使

用時間はあくまで18時から22時なので、どうなっているのかな。条例を無視して使うわけにはいかないでしようから。

執行部 条例につきまして、まず第1条において、この条例は地方自治法の規定に基づいて、宇都宮市本庁舎の会議室等を本市の事務又は事業に支障のない範囲で市民等の使用に供することについてというところで、市の事務に支障のない範囲でというところを定めさせていただいております。

以上です。

委員長（城美 晓君） まず第1条において、そのように範囲を定義されているので、その後の条項の中で、職員の使用の想定をしなくても大丈夫だというお話でいいですか。

執行部 はい。

委員長（城美 晓君） よろしいですか。時田委員。

執行部 今の補足ですけれども、基本、行政庁舎ということで、市の庁舎としてここの本庁舎と同様な取扱いをいたします。

その中で、夕方18時以降の行政の使われない時間帯については、民間に貸し出そうということで、支障がない場合に貸し出すというような条例に整理しております。

以上です。

委員長（城美 晓君） そういう定義なので、条例上、時田委員が指摘されたような、職員の使用を想定するということはしなくてもいいということですね。

執行部 はい。

委員長（城美 晓君） 時田委員、よろしいですか。

委員（時田 洋輔君） はい。

委員長（城美 晓君） ほかにありますか。甲谷委員。

委員（甲谷 理温君） 使用料について、時田委員と同じ質問で、もう1個追加があったのですけれども、現状のルールもあまり知らないので教えていただきたい面もあるのですが、例えば、多目的スタジオだと一般740円、大学生以下では370円とあるのですが、これは団体で借りると思うのですけれども、どこを基準にしてこの一般と大学生以下の基準が決まるのでしょうか。

例えば、団体で借りて、大人もいる中学生もいる高校生もいるとなった場合は、申込者になるかどうかどうなのかというのをちょっとお尋ねします。

執行部 団体で使われる場合、半数を超える場合が大学生以下の場合が、大学生料金と考えております。

以上です。

委員（甲谷 理温君） 考えておりますというのは、どなたが判断されるのでしょうか。

執行部 条例には記載しておりませんが、規則でそのようにうたいたいと思っております。

以上です。

委員長（城美 晓 君） 思っておりますは・・・

執行部 すみません。様式等にその旨を明記いたします。

委 員（甲谷 理温 君） 市民の方に分かるように伝えていただければと思います。

委員長（城美 晓 君） ほかにありますか。河崎委員。

委 員（河崎 運 君） 今、市の職員の使用についての可能性は、日中の説明がありましたけれども、宇部税務署の会議室として使われることは考えていないのですか。

執行部 今、想定しておりますのは確定申告で使用することもあり得るかなと思っておりまして、そちらは宇部税務署だけでなく市の税の関係の部署もございますので、税務署単体というよりは合同での一体利用と考えております。

特別に会議で使いたいとなれば、その都度、財産管理課に言っていただくような形を想定しております。

以上です。

委 員（河崎 運 君） その際の使用料は、宇部税務署との約束の中で無料と取決めをされているのですか

執行部 そのとおりでございます。

委員長（城美 晓 君） ほかにありますか。西村委員。

委 員（西村 享平 君） 使用料のことについて把握したのですけれども、これは多分委託になったと思うのですけれども、日中このFMきららが、鍵の管理をするということなのですが、日中も閉まっている状況で、その都度職員が取りに行くという形になるのですか。

それとも鍵は、例えば財産管理課が別で持っていて、日中の鍵の使用は、そちらに市職員が取りに行って会議室を使用するとか、その方法について確認です。

執行部 鍵につきましては、全てFMきららで貸出しをお願いしていますので、職員についても、そちらで借りるようになります。一般利用についても、FMきららの事務所で、鍵の貸出しと返却を業務内容として委託する予定です。

以上です。

委員長（城美 晓 君） 就業時間中も市職員はFMきららに鍵を借りに行くということですか。

執行部 すみません。訂正いたします。市職員については、職員が持っておりますカードリーダーで、開け閉めができるということです。大変すみませんでした。

以上です。

委 員（西村 享平 君） 承知いたしました。

もう1つありまして、この規定では、誰に貸すとか誰に貸さないとか、貸出しに当たってというう決まりはあるのですけれども。

今後稼働開始したときに、特定の曜日だけこの団体がずっと取っているとか、特定の方がずっと

取っているとかということに対しては、何か決まりはもう決めない感じですか。それとももうその業務委託先にお任せするという感じになるのですか。

例えば、何かのサークルや、茶道教室が何曜日の夜はずっと使っていて、ほかの市民の方が利用できない。その辺何かこうインターネットで予約というのは伺っているのですが。もう先に取った者勝ちみたいな感じになってしまふのでしょうか。

執行部 現在、ふれあいセンターや多世代ふれあいセンター、男女共同参画センターフォー・ユーは、宇部市の公共施設予約システムを使っており、こちらの本庁舎の会議室についても、予約システムで予約ができるように考えております。ですので、予約システムで、もう予約で埋まっているとか、埋まってないというのもウェブ上で確認がとれると。

もちろん問合せをいただいてもできますけれども、基本はウェブで集約化していきたいと思っております。

以上です。

委 員（西村 享平 君） ということは、そのウェブ予約システムの仕組みにのっとって予約するので、抽せんではなくて、取った者勝ちということなのですか。

執行部 本庁舎にかかわらず、公共施設の予約システムは、今、西村委員がおっしゃいました早い者勝ちといいますか、3か月前に解禁になった段階で一斉に皆さんがあなたがアクセスされて、いろいろ大変だという御意見をいただいております。

その中で、抽せん制ということもいろいろ検討してみたのですけれども、極めて難しいというのが現状でございまして、新庁舎2期棟におきましても、現状の公共施設の予約システムの中の1つとして導入させていただくということでございます。

その中で、抽せん制とか将来的に取れれば検討していきたいのですが、現状の中では非常に難しいという状況がございます。やはり、大変申し訳ないのですが、優先的に取っていただくことや順番制で取っていただくことも、現状では難しいので、西村委員がおっしゃったとおり、早く予約をされた方が優先的に取られるという形が、どうしても今のシステム上に残るということになります。

以上です。

委員長（城美 晓 君） ほかにありますか。河崎委員。

委 員（河崎 運 君） 今のお話ですが、インターネットからの申込みということで、午前零時を回った段階で、申込みをするような感じなのですか。

執行部 今、宇部市で行っている公共施設予約システムの状況としては、午前零時で予約される会議室等とか、スポーツ施設とかでしたら午前6時からというところもございますので、そこは今まだ調整中でございます。

以上です。

委員長（城美 晓 君） 調整するというのは時間の……。

執行部 会議室等の予約時間までは、まだ検討している段階で、序内で確定までは至ってないところでございます。

以上です。

委員長（城美 晓 君） 確認なのですが、今の予約システムは何時からになっていますか。

執行部 今の予約システムについては、こちら側で設定ができますので、零時で設定すれば零時から、6時で設定すれば6時ということで、希望どおりに設定ができるようになっております。

以上です。

委員長（城美 晓 君） それを検討されているということですね。

執行部 はい。

委員長（城美 晓 君） ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（城美 晓 君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（城美 晓 君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第30号宇部市本庁舎会議室等の使用に関する条例制定の件について、賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

委員長（城美 晓 君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

(15) 宇部市職員カスタマーハラスメント対応指針について、執行部から報告があった。

(16) 宇部市内部統制外部評価委員会の開催状況について、執行部から報告があった。

委員長（城美 晓 君） 以上で、本委員会に付託されました議案等の審査は終わりました。

なお、委員長報告及び議会だよりに掲載予定の委員会報告については、正副委員長に御一任をお願いいたします。

委員長（城美 晓 君） 以上で、総務財政委員会を閉会します。

———— 午前11時35分閉会 ———

令和7年3月10日

総務財政委員会委員長 城 美 曜